

市からの 連絡帳



申請など

西東京市民カードの破損などによる引き替え

西東京市民カードで8けたの番号の左3けたが「010」・「011」であるものは、生分解性プラスチック（水や炭酸ガスなどに分解し、自然に還元する）カードです。このカードは、弾力性が弱く割れやすいとの指摘を受けています。破損などを確認したときは、引き替えますので窓口へお持ちください。

手続きに必要なもの
認め印

破損した西東京市民カード
窓口に来られた方の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証など）

代理人選任届（本人自筆）
代理人による申請の場合
市民課 田（☎460 - 9820）
保（☎438 - 4020）



税・保険・年金

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

平成19年度分の市・都民税額を税源移譲前の税率を適用した税額まで減額する措置（所得変動に係る経過措置）が特例的に講じられます。

この措置による市・都民税の減額を受けるためには申告が必要です。対象者 次の と の両方に該当する方

平成19年度分市・都民税の合計課税所得金額（申告分離課税分を除く）
> 所得税と市・都民税の人的控除の差の合計額

平成20年度分市・都民税の合計課税所得金額（申告分離課税分を含む）
所得税と市・都民税の人的控除の差の合計額

課税所得金額...所得金額から所得控除金額を引いた金額

人的控除の差...右上表参照
対象外の方

■平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出され平成20年1月1日現在国内に居住されていない平成20年度住民税の納税者とならない方

■寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増額したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方

■平成19年度市・都民税が非課税の方

申告方法 「平成19年度分市民税・都民税減額申告書」を提出してください。添付書類は不要。

平成19・20年度とも市に課税資料があり賦課決定している方で、この措置に該当する方には6月末に申告書を送付しました。申告期間内に提出してください。

申告期限 7月31日(木)まで
提出先 市民税課(田無庁舎4階)
郵送により提出可能。保谷庁舎・出張所では受け付けできませんので、ご注意ください。



申告された方には、9月中旬に該当・非該当の決定通知を送付します。

詳しくは、6月15日号の市報をご覧ください。

市民税課 田（☎460 - 9827）

所得税と市・都民税の人的控除の差額		差額
配偶者控除	一般(70歳未満)	5万円
	老人(70歳以上)	10万円
配偶者特別控除	配偶者所得額 380,001~399,999円	5万円
	400,000~449,999円	3万円
	450,000~759,999円	0円
扶養控除	一般	5万円
	特定(16歳~22歳)	18万円
	老人(70歳以上)	10万円
同居特別障害者加算	同居老親	13万円
	同居特別障害者加算	12万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
寡婦控除	一般	1万円
	特別	5万円
寡夫控除		1万円
勤労学生控除		1万円
基礎控除		5万円

国民健康保険料納入通知書の発送

国民健康保険料は、皆さんの医療費をお支払いするための貴重な財源です。納期限内に必ず納付するようご協力ください。

~10月から65歳以上の国保加入者の保険料が年金天引きに~

次の ~ のすべてに該当する方は、年金天引きで保険料を納めてください(特別徴収)

世帯主が国保の加入者であること
国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること

特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、かつ介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

該当する方は、納入通知書でお知らせしています。該当されない方と、今年度中に世帯主が75歳到達により長寿医療制度(後期高齢者医療制度)へ移行する場合は、今までどおり納付書や口座振替で納めてください。

~年金天引きから口座振替への変更~
10月から年金天引きの対象になった方で国民健康保険料に未納のない方は、年金天引きではなく口座振替による納付を選ぶことができます。

口座振替の方で引き続き口座振替での納付を希望される方は、納入通知書に同封の「納付方法変更依頼書」に記入し、これから口座振替を申し込む方は、金融機関などで手続きした後「口座振替依頼書(本人控)」を持参し、7月中に健康年金課(田無庁舎2階)へ申請してください。

8月以降も受け付けますが、申請の時期により12月分以降の年金からの変更となります。

健康年金課 田（☎460 - 9822）

国民健康保険 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分があとで高額療養費として支給されますが、国民健康保険に加入し、保険料の滞納がない70歳未満の方が入院したとき、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することにより、入院時の1か月に支払う窓口負担は自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は毎年の所得により決定しますので、7月末日までの有効期限となっています。現在、認定証をお持ちの方も申請による更新が必要となります。

なお、70歳以上の方は、「高齢受給者証」を提示することで同様の窓口負担となります(住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」の申請をしてください)。

■申請窓口 健康年金課 (田無庁舎2階)
健康年金課 田（☎460 - 9821）

後期高齢者医療保険料のお支払い

保険料の計算は、平成19年中(1~12月まで)の所得に基づいて20年度の保険料を計算し、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬以降に郵送します。

◆年金天引きの方

4月に保険料の仮決定通知を送付していますが、19年中の所得による保険料の決定通知書を送付します。

決定額から徴収済額(4月・6月・8月)を引くと、10月・12月・2月

の年金額から引かれる額(約3分の1ずつの額)となります。

◆年金からの天引きがない方

7月中旬ごろに「後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入通知書」を送付します。保険料は7~2月までの8期に分けてお支払いください。

納付期間は、毎月の月末までです。近くの金融機関などで納付してください。

自動支払いを希望される方は、同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」により金融機関での手続きが必要です。

第1期(納期限:7月31日)については、口座振替(自動払込)の開始時期に間に合いませんので、お近くの金融機関などで納付書でお支払いください。第2期(納付期限:9月1日)以降口座振替(自動払込)の開始が可能となります。

現在、国の軽減措置は反映されていません。納付書による納付の方で第1期のみ納付書を送付している方は8月に軽減措置を踏まえた第2~8期までの納付書を送付します。

また、軽減措置に該当する方には改めて納付書を送付します。

「東京いきいきネット」HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>で情報提供を行っています。ご利用ください。

健康年金課 田（☎460 - 9823）



後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証は7月31日で使用期限が切れます。

これに伴い、8月以降も引き続き認定証の交付を受ける方・新規に認定証が必要な方は申請が必要です。

現在、認定証をお持ちの方には、お知らせと申請書を送付しました。

■後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担の方
低所得Ⅱ...世帯員全員が市民税非課税の世帯に属する方
低所得Ⅰ...世帯員全員が市民税非課税で、全員が市民税の所得額が0円の世帯に属する方(ただし、公的年金は控除を80万円として計算)

■入院時食事・生活療養標準負担額 下表参照
ただし、現在入院をしていない方は、今回申請をしなくても必要に応じ随時交付します。認定日は、申請した月の初日からです。必要になったときに申請をしてください。詳しくはお問い合わせください。

健康年金課 田（☎460 - 9823）

■入院時食事・生活療養標準負担額

所得区分	負担区分	自己負担額(月額)		食事療養標準負担額		生活療養標準負担額(療養病床に入院する場合)
		外来(個人ごと)	(外来+入院)世帯ごと	90日までの入院	直近12か月で90日を超える入院	
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	1食 210円	1食 160円	1食210円(居住費) 1日320円
低所得Ⅰ				1食 100円	1食 100円	1食130円(居住費) 1日320円
老齢福祉年金受給者				1食 100円	1食 100円	1食100円